

公共施設等LED化改修業務（ESCO事業）公募型プロポーザル要求水準書

1 LED照明器具の選定等について

- (1) 対象設備一覧のLED化については、照明器具本体の新品への交換を基本とすること。
- (2) LED照明器具の選定にあたり、「公共施設用照明器具」の型番を取得しているものを優先して採用すること。
- (3) LED照明器具は、メーカー保証期間が1年以上の製品を基本とすること。
- (4) 照度は、LED導入前の同等以上とすること。また、利用者に不快感（グレア、フリッカー等によるもの）を与えにくい器具を選定すること。
- (5) 既存の照明器具と更新後の照明器具で、形状寸法の差等により隙間が生じる場合は、ブラנקプレート等で塞ぐこと。
- (6) 屋外で使用されている照明について、耐候性に優れたものを採用すること。特に、海岸線からの距離が20km以内のものは耐塩害性能のある製品の採用について検討すること。
- (7) コミュニティ施設、小中学校の外構照明について、明るさセンサーおよびタイマー消灯のできる器具を選定すること。
- (8) 道路照明について、明るさセンサーでの点灯及び消灯のできる器具を選定すること。

2 工事に係わる計画・施工及び施工管理

- (1) 関係行政機関の指導及び関係諸法規の遵守
- (2) 参考資料1「公共施設等LED化改修業務（ESCO事業）実施設計仕様書」、参考資料2「公共施設等LED化改修業務（ESCO事業）工事現場説明書」に沿ったものとする。
- (3) 以下の点に配慮し、施設運営に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理
 - ① コミュニティ施設について、施設単位での休館が可能な限り少ない施工計画とすること。
 - ② 小中学校施設について、授業等の学校活動に支障の出ない施工計画とし、施工のための児童・生徒の教室移動が可能な限り少ない計画とすること。屋内運動場の体育館部分については、原則として夏休み期間中での施工計画とすること。給食室についても、可能な限り長期休み期間での施工計画とすること。

小学校夏休み期間（参考 令和4年度）：7月23日頃～8月18日頃 平均27日間
（最短25日間、最長30日間）

中学校夏休み期間（参考 令和4年度）：7月30日頃～8月22日頃 平均24日間
（最短24日間、最長31日間）
 - ③ 道路照明について、夜間不点灯とならない施工計画とすること。また、除雪や冬期間の通行の支障とならないよう、冬期間の施工をしない計画とすること。
- (4) 施工期間の週休2日確保
本事業の施工は、週休2日確保工事の対象とする。工事に関わる積算、施工計画、工程管理において、十分に留意すること。

3 ベースラインの設定

- (1) 応募者は、本市から提供される過去1年間分の電気使用量および電気料金額を各応募者統一の

改修計画の基礎となるベースラインとして設定する。

- (2) 優先交渉権者は、詳細診断を基にした独自の推計方法によるベースラインの設定ができるものとする。その際は、稼働率、施設の使用方法、エネルギー単価の変化等によりベースラインが変動することから、ベースライン設定時点での設定条件、計算方法を明示し、本市と合意すること。

4 本事業において本市が求める提案

更新希望照明器具について提案がある場合は、(4) 及び (5) について、更新必須照明器具分のみとした場合と更新希望照明器具分を含めた場合の両方を記載すること

(1) 設計に関する提案

- ① 使用機器に関する提案
- ② 設置場所等に関する提案

例) 基準照度確認、配線等経年劣化対応、メーカー・器具、取付位置・型、固定方法 等

- ③ 想定使用時間の設定に関する提案

(2) 施工に関する提案

- ① 安全性に関する提案
- ② 品質に関する提案
- ③ 施工工程に関する提案

例) 概略工程表、コミュニティ施設における休館必要な施工日数平均、学校施設における土日祝日の施工日数平均、**週休2日確保の考え方**、資材置き場選定 等

- ④ 市内事業者（本市に本社を置く事業者）の活用に関する提案

※ 施工において一次下請け事業者へ市内事業者が1社以上活用すること。また、市内事業者の施工する照明器具数が交換必須照明器具数の5%を超えること。

(3) 効果検証に関する提案

- ① 計測方法に関する提案
- ② 検証方法に関する提案

例) 検証報告・資料、既設LEDとの関係 等

(4) 環境に関する提案

- ① 使用電力量の削減量、削減率に関する提案
- ② 電気使用料の削減額に関する提案
- ③ 排出CO₂削減量に関する提案

(5) 事業費に関する提案

- ① 工事費相当額
 - ② 計測・検証費相当額
 - ③ 15年間の本市利益総額に関する提案
- ※ マイナスにならない提案とすること

(6) 保証内容に関する提案

- ① LED照明機器のメーカー保証期間に関する提案
- ② 削減保証基準額に関する提案

5 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ① 優先交渉権者は、本事業の実施要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と優先交渉権者の両方で誠意をもって協議すること。

(2) 契約期間中の受託者と本市の関わり

本事業は、受託者の責により遂行され、本市は本事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と受託者との責任分担

① 基本的な考え

本事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、受託者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、受託者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

② 予想されるリスクと責任分担

本市と受託者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」(以下、「分担表」という。)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで本事業提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	受託者 (ESCO 事業者)	
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りのあるもの	○		
	ESCO 提案の誤り	ESCO 提案の低減が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	設計・工事における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・工事における環境の保全		○	
	保険	設計・工事における履行保証保険		○	
	事業の中止・延期		本市の指示によるもの	○	
			施設建設に必要な許可等の遅延によるもの		○
		受託者の事業放棄、破綻によるもの		○	
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保	○	○	
	設計変更		本市の提示条件、指示によるもの	○	
			受託者の指示・判断の不備によるもの		○
			法令の変更によるもの	○	○
応募コスト	応募コストの負担		○		

	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
施工段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価	急激なインフレ・デフレ	○	○	
	用地の確保	資材置き場の確保	○	○	
	設計変更	本市の提示条件、指示によるもの		○	
		受託者の指示・判断の不備によるもの			○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による引き渡しの遅延			○
	工事費増大	本市の指示・承諾による工事費の増大		○	
		受託者の指示・判断の不備によるもの			○
性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）			○	
一時的損害	引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害			○	
支払関係	支払い遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（下記以外）		○	
		ESCO 設備の補修等のために支払が遅延する場合			○
	契約不適合（瑕疵担保）	隠れた瑕疵及び引き渡しまでの瑕疵の担保責任			○
ベースライン調整	機器の不良	ESCO 機器が所定の性能を達成しない場合			○
	電気料単価	電気料単価の変動		○	
	エネルギー消費量	機器の使用状況、稼働率の顕著な変動や運転管理方法の顕著な変更		○	
		上記以外の変動要因の場合		○	○
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）			○
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市施設運営・業務への障害			○

表：過去1年間分の電気使用状況

月	コミュニティ施設 (令和4年度)		小学校 (令和4年度)		中学校 (令和4年度)		道路照明 (令和4年度)
	使用量 (kW)	金額(税込) (円)	使用量 (kW)	金額(税込) (円)	使用量 (kW)	金額(税込) (円)	金額(税込) (円)
4月	38,922	1,765,446	128,624	3,889,683	59,287	1,733,905	885,107
5月	28,049	1,457,240	112,952	3,594,412	55,739	1,677,871	879,721
6月	26,625	1,434,845	129,185	3,984,678	59,652	1,778,888	879,154
7月	34,224	1,653,764	188,374	5,600,261	71,573	2,168,840	878,440
8月	38,893	1,806,157	152,768	5,027,295	66,908	2,159,802	880,533
9月	34,667	1,722,107	137,041	4,859,197	67,401	2,294,588	883,101
10月	29,658	1,589,880	123,482	4,648,622	58,564	2,121,671	878,627
11月	35,929	1,804,528	137,103	5,128,572	64,766	2,351,234	884,859
12月	39,222	1,928,263	177,592	6,602,759	80,138	2,932,216	881,662
1月	46,424	2,201,436	190,402	7,159,848	84,534	3,136,175	887,546

2月	48,465	2,048,849	252,681	8,897,487	111,517	3,946,040	570,233
3月	42,608	1,852,997	194,178	7,298,705	86,429	3,195,657	564,853
年度計	443,686	21,265,510	1,924,383	66,691,519	866,508	29,496,887	9,953,836

対象施設の使用電力量総計 3,234,576 kW (道路照明含まず) 対象施設の電気料金 127,407,752 円